

江南市と東邦ガス株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社との
地域活性化包括連携協定書

江南市（以下「甲」という。）、東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、江南市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密に連携・協力することにより、江南市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) カーボンニュートラルの推進に関すること。
- (2) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) 市民サービスのデジタル化に関すること。
- (5) 環境意識及び行動変容に係る市民への啓発等に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために、甲、乙及び丙が合意し必要と認めた事項に関すること。

2 乙及び丙は、前項に定める事項の一部を、甲との協議により、乙及び丙の関係会社に実施させることができる。

（連携・協力の推進）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条第1項に定める連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、他の当事者の事前の書面による承認を得ず第三者（第2条第2項に定める関係会社を除く第三者）に開示、漏えいしてはならず、本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定終了後も、前項に定める義務を負うものとする。

（本協定の変更及び解除）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが、他の当事者に対し本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行う。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙及び丙いずれからも書面による特段の申し出がないときは、さらに1年間延長され、以降この例によるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年11月26日

甲 愛知県江南市赤童子町大堀 90
江南市
江南市長

澤田和延

乙 愛知県名古屋市中熱田区桜田町 19 番 18 号
東邦ガス株式会社
尾張地域支配人

吉崎直己

丙 愛知県名古屋市中熱田区桜田町 19 番 18 号
東邦ガスネットワーク株式会社
取締役

嘉藤将弥